

平成29年度

【夕陽丘基金助成金交付事業 募集要領】

■実施目的

夕陽丘基金は大阪市が行う施策と連携して、現在の公的制度で十分な支援が受けられない状況にあるDV被害者やその同伴者(主に子ども)に対して、経済的支援を行い心身の回復を図り、自立を支援することを目的に平成16年3月23日に大阪市の女性団体などが設立しました。この事業は、様々な団体等が行うDVの防止又はDV被害者支援活動に対して助成金の交付により支援するものです。

■事業実施団体の要件 助成の対象となる団体は、DV防止又はDV被害者支援を行う団体で、次の要件を満たしているものとします。

1. 法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体とし、営利法人及び営利を目的とする団体は除く。
2. 大阪市内に事務所を有する。若しくは、大阪市内を活動の拠点としていること。
3. 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が法人化した場合は、任意団体歴を含めるものとする。
4. 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
5. 代表者など財政や組織に関する責任者が明確であること。
6. 特定の公職者(候補者を含む)または政党を支持、反対することを目的とした団体でないこと。
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団、その構成員もしくは大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
8. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

■対象となる事業 夕陽丘基金の理念に沿った事業で、次の要件をみたす事業とします。

1. DV防止又はDV被害者を支援するための事業であること。
2. 平成30年3月31日までに報告書などの成果物、または証拠書類の提出等精算ができる事業であること。

対象となる活動の具体例

- ①研修・学習事業 (DV被害者支援に関する学習会、被害者とその子どもの心身の健康のための講座など)
- ②相談事業 (カウンセリングなどの心理的支援、特設電話相談 など)
- ③情報提供事業 (パンフレット、冊子、DVD等啓発ツールの制作 など)
- ④生活・自立支援事業(DV被害者支援施設の安全対策、設備等の充実に関する物品の購入 など)
- ⑤交流事業 (DV被害者やその子どもが安心して集えるグループワーク事業 など)
- ⑥調査研究事業 (DV被害母子プログラム開発や、DV被害者支援に関わる人の意識調査 など)
- ⑦その他、DV被害者を支援するうえで効果的と認められる事業

■助成金額

助成額は1事業あたり**10万円**を限度とします。ただし、助成対象事業経費の10分の10以内、1千円を単位とし、参加費、協賛金、寄付金等から充当される額(収入額)を除きます。

■助成対象となる経費

助成対象となる経費は、上記助成対象事業に直接必要となる経費で、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限ります。

項目	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
謝礼費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、外部協力者への謝礼 ・一時保育を実施する事業における保育スタッフへの謝礼費 	<ul style="list-style-type: none"> ・接待費 ・団体構成メンバーへの人件費などの事務局経費。ただし、構成メンバーが講師を務める際の講師謝礼金は支出の対象とする。 ・お礼としての菓子折りや金券(図書カードなど)
委託料	調査集計・筆耕翻訳料に要する費用	
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師交通費、宿泊費 ・事業実施にかかるスタッフ交通費 * 実費が助成対象となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察、研修旅行費、参加費
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業を実施する際の施設利用料 ・事業に必要な付帯設備使用料 ・対象事業実施のための打ち合わせ、会議などの際の施設利用料 	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、報告書などの印刷代、紙代、コピー代。 ただし、この助成金を受けた活動である旨を表示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業に直接関係ない情報を掲載したチラシなどの印刷費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシなどの郵送料 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線使用料、インターネット通信代
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の成果となるものの原材料費や対象事業の実施に不可欠な用品などの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後、個々の所有物になる既存の教材購入費など ・デジカメ、パソコン、プロジェクターなどの電子機器 ・土産代、賞品代 ・会議時の飲食経費 ・ガソリン代
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・夕陽丘基金運営委員会にて認められた経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、光熱水費など団体の経常的な運営経費 ・その他、夕陽丘基金運営委員会が認めた経費

■申込受付期間・方法

(1) 申込受付期間 **平成 29 年 7 月 11 日(火)～8 月 15 日(火) ※当日必着**

(2) 申込先 夕陽丘基金運営委員会事務局

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

TEL:06-7656-9040 FAX:06-7656-9045

(3) 申込方法 所定の申請書(様式第1号)、実施計画書・収支計画書(様式第2号)に必要事項を記入・捺印し、法人格のある団体につきましては、下記の必須添付書類と同封にて郵送にてお送りください。または、夕陽丘基金運営委員会事務局(一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会 内)までご持参ください。

- ◎必須添付書類 ①会則または団体規則、規約、定款など、団体の概要がわかるもの
②平成 28 年度の事業報告書・決算報告書
③平成 29 年度の事業計画書・収支予算書
※添付書類がない場合、選考の対象外となる場合があります。

* ご提出いただいた事業申請書、実施計画書・収支計画書、添付書類は、選考の結果にかかわらず返却できませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

- (4)募集要領・事業申請書の入手方法 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会のホームページからダウンロードできます。(PDF形式、Word形式)

■助成対象事業の選考

夕陽丘基金助成金交付事業実施要綱・募集要領に基づき、夕陽丘基金運営委員会において、総合的に選考します。

- ◎審査基準 ①必要性 … DV被害者をとりまく社会環境に照らして必要性が高いこと
②実現性 … 企画の意図や内容がよく構想されており、実現できる可能性が高いこと
③発展性 … 事業の継続・発展ないし持続的効果・波及効果が期待されること
④先進性 … 新しい要素が含まれ、直接・間接にDV被害者支援の充実・向上に資すること
⑤費用の合理性 … 事業内容と費用(助成金使途)のバランスが適正なこと

※申請団体の財政状況も含め、財政支援の必要性についても考慮します。

■選考結果の通知・公表

- (1)選考結果は、**平成 29 年 9 月上旬(予定)**、採用・不採用に関係なくすべての申請団体に直接紙面にてご通知いたします。
- (2)助成対象事業となった場合は、団体名・助成対象事業内容などを公表させていただきます。
- (3)助成対象とならない場合でも、助成申請の事実および申請内容について、公表する場合があります。

■事業実施報告書などの提出

- (1)助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をご提出ください。
- ①事業報告書(事業の実施状況がわかるようなちらし、写真、紹介記事などの資料も添付してください。)
 - ②事業決算書(助成金をつかった費用については、必ず領収書などのコピーを添付してください。)
 - ③助成金請求書
- (2)助成対象事業が、今後のDV被害者支援の充実につながるよう、事業終了後のご提出いただく事業報告書にもとづき、事業内容を夕陽丘基金ニュースレター・ホームページなどで紹介させていただく場合があります。

■助成金の交付

報告及び請求のあった日から1ヶ月以内に助成金を交付いたします。

■助成金の取消し

次のような場合には、助成対象事業の選定を取り消すことがありますので、ご承知おきください。

- ・申請内容に虚偽があることが判明したとき
- ・助成対象事業の実施・継続が困難と夕陽丘基金運営委員会が判断したとき

■その他

募集期間に応募がなかった場合には、募集期間外の応募を受け付けることがあります。